

平成29年 第8回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成29年4月27日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成29年4月27日

東京都教育委員会第8回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第33号議案及び第34号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

第35号議案

東京都公立学校長の任命について

2 報 告 事 項

(1) 都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会報告書について

(2) 第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について

(3) 高度IT利活用社会における今後の学校教育の在り方に関する有識者会議の
設置について

(4) 平成29年度東京都公立学校教育管理職選考及び主任教諭選考の実施につい
て

(5) 平成28年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成
28年度条件附採用教員の任用について

(6) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	大 杉 覚
委 員	秋 山 千枝子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	堤 雅 史
教育監	出 張 吉 訓
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	初 宿 和 夫
地域教育支援部長	安 部 典 子
指導部長	増 渕 達 夫
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	古 川 浩 二
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	浅 野 直 樹
指導推進担当部長	宇 田 剛
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
(書 記) 総務部教育政策課長	岡 部 涉

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成29年第8回定例会を開会します。

本日は、朝日新聞社外1社、個人は12名から傍聴の申込みがございました。以上について許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 では、議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、山口委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回3月23日の第6回定例会の議事録については、先日配布しまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第6回定例会の議事録は承認をいただきました。

前回4月13日の第7回定例会の議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認をいただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第35号議案及び報告事項（6）については人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

議 案

第33号議案及び第34号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

【教育長】 それでは、第33号議案及び第34号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について、特別支援教育推進担当部長、説明をお願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 それでは、よろしくをお願いします。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について御説明します。第33号及び第34号議案資料を御覧ください。

記書きの「1 改正内容」でございます。

(1) は東京都立学校設置条例の改正でございますが、ページ中ほどの小さな表に記載してございます二つの学校、城北特別支援学校と水元特別支援学校の位置、すなわち、所在地を変更するものでございます。

また、(2) は東京都立学校設置条例施行規則の改正でございます。表にございます江東特別支援学校につきまして、職能開発科を設置するものでございます。

順次学校ごとに詳細を御説明します。

まず、城北特別支援学校でございますが、次の2ページを御覧ください。2ページは、別紙1、東京都立城北特別支援学校の移転でございます。

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づきまして、城北特別支援学校、この学校は肢体不自由教育の学校でございます。それと、南花畑特別支援学校、この学校は知的障害教育の学校でございます。この2校を発展的に統合しまして、肢体不

自由教育部門と知的障害教育部門を併置する南花畑学園特別支援学校（仮称）として平成32年度に開校予定でございます。

この両校は隣接しております、「3 全体計画」にございますように、平成27年度から平成31年度にかけて、校舎改築工事を3期に分けて行っております。

ページ下の工事手順でございますが、現在は、平成27年10月から平成29年8月までの第1期工事の終盤でございます。一番左の図の薄い網掛けが掛かっておりますが、この部分に肢体不自由教育部門の南側の校舎棟を今建築していて、間もなく完成するところでございます。完成した後は、城北特別支援学校をこの場所に引っ越しをすることとしており、9月1日に条例上の位置変更を行うものでございます。

次に、3ページ、別紙2でございます。東京都立水元特別支援学校についてでございます。

「1 概要」にございますように、水元特別支援学校は知的障害教育部門の小学部、中学部を設置する特別支援学校でございます。校舎は昭和52年築と老朽化しており、また、在籍者の増加に対応するために、既存校舎を解体して、全面改築していくものでございます。

「4 仮設校舎設置場所」でございますが、水元特別支援学校から700メートルほどの距離にございます水元小合学園の仮設校舎を設置していた場所に設置することとしております。水元小合学園はこの4月から新しい校舎を使用しておりますが、昨年度末まで使用していた仮設校舎を改修しまして、今度は水元特別支援学校の仮設校舎として使用する計画にしております。そのため、水元特別支援学校の住所が変わることになります。

「8 全体計画」にありますとおり、平成29年度当初に仮設校舎の改修を行いまして、9月1日に条例上の位置変更を行いまして、その後、水元特別支援学校の解体、工事に入っていくという計画としております。

次に、4ページ、別紙3でございます。東京都立江東特別支援学校への職能開発科設置でございます。

「1 職能開発科の設置」でございますが、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした職能開発科を増設していくこととしております。すなわち、現在は、足立特別

支援学校と港特別支援学校に設置しておりますが、今後、さらに6校に設置していただくという計画でございます。3番目の江東特別支援学校には平成30年度に設置するものでございます。

「2 江東特別支援学校について」でございます。現在は、江東特別支援学校は、知的障害教育部門の高等部普通科のみを設置しておりますが、規則を改正しまして、職能開発科を設置しようというものでございます。

1ページにお戻りいただければと存じます。「2 都議会に付議する時期」でございますが、平成29年第二回東京都議会定例会を考えております。

その下の「3 施行期日」でございますが、(1)東京都立学校設置条例は9月1日からの施行、(2)東京都立学校設置条例施行規則については公布の日から施行したいと存じます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明について御意見・御質問ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

特にならぬようございましたら、両議案につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。―― 〈異議なし〉 ――では、本件につきましては原案のとおり承認をいただきました。

報 告

(1) 都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会報告書について

【教育長】 次に、報告事項(1)都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会報告書について、教育改革推進担当部長、説明をお願いします。

【教育改革推進担当部長】 それでは、都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会報告書について御説明をします。

都立小中高一貫教育校につきましては、平成28年2月に御決定いただきました都立高校改革推進計画・新実施計画におきまして、立川国際中等教育学校に附属小学校を

設置し、早い時期から帰国児童・生徒や外国人児童・生徒と共に学ぶなど、国際色豊かな学習環境を整備するとして、平成28年3月に検討委員会を設置しまして、都立小中高一貫教育校の教育内容等の検討を重ねてまいりました。

資料（1）を御覧ください。検討委員会報告書の概要についてお示しをしております。

第1章の「1 これまでの検討経過」でございますが、世界で活躍する人間を育成することを目指し、新たな教育モデルの構築について検討を開始したことなどをまとめております。

「2 設置の基本的枠組」では、中等教育学校に附属小学校を設置し、小学校1年生段階に当たりますが、第1学年から80名、中学校1年生の段階になっております第7学年から80名程度を募集し、学校全体で1,440人の規模を想定しております。その中に海外帰国児童・生徒や在京外国人児童・生徒の特別枠を設け、平成34年度の開校を予定しております。

「3 教育理念等」につきまして、（1）の教育理念の下、（2）の教育方針を定め、最終的に都立小中高一貫教育校を卒業した生徒の将来の姿として、高い言語能力を活用して、世界の様々な人々と協働するとともに、論理的な思考力を用いて、諸課題を解決し、様々な分野で活躍する人材を描いております。

裏面を御覧ください。「第2章 教育課程」につきましては、基本方針として12年間を一体として捉えた柔軟な教育課程を編成するとしております。教育課程編成の基本的な考え方につきましては、体験活動の重視、「探究の時間（仮称）」の有効的な活用、国語教育と英語教育の重視、アイデンティティ確立のための学習の推進、多様な価値観の受容と社会参画意識の向上のための交流活動の実施、世界で活躍しようとする意欲向上のための企業等と連携した学習活動の実施等を挙げております。

第1学年から第6学年の小学校の段階では、特に基礎的な力の確実な定着、早期からの語学教育の推進、少人数授業等の効果的な実施、専門性の高い指導の導入と充実などについて留意するとしております。

また、第7学年から第12学年の中等教育学校段階では、第10学年、高校1年生に当たりますが、ここで3か月程度の探究の時間を設定すること、小学校から入学してい

る生徒と中等教育学校から入学してくる生徒の一体感の確立、無理なく海外留学できる環境の創出について留意するとしております。

その教育課程の特色として、(1)に教育課程の概要、(2)に各段階で育てたい力を小学校と中等教育学校段階でそれぞれ設定しております。

2枚目を御覧ください。(3)では、各教科等の学習を通じて、想像力、論理的思考力、批判的思考力、判断力、表現力等の基盤となる言語能力を育成するとしております。

また、(4)では、語学力と言語能力の育成を小中高一貫教育校の重点事項として、卒業までに自分の考えを日本語と英語で明確に表現できる生徒を育成すること、英語以外の教科の内容を英語で学習するCLILの導入、小学校第1学年からの英語教育の実施、第2外国語に触れる機会の設定などを挙げております。

さらに、^{かん}道徳性の涵養、体力の向上について触れ、学校行事としましては、第1学年から第12学年までの合同の音楽祭や、東京都の地域や施設を活用する西多摩や島しょ地域での宿泊体験などを想定しております。

教職員等につきまして、都立小中高一貫教育校の管理職についてでございますが、校長については、小学校から中等教育学校までの一体的な運営の実現のため、小学校と中等教育学校を兼務できる者とし、副校長につきましては、適切な管理運営のため複数名の配置が望ましいとしております。

教職員につきましては、小中高一貫教育の特色を実現できるよう研修が必要であること、日本語の指導ができる教員等の必要性、外国語対応が可能な教職員の配置について検討が必要であるとしております。

「第3章 施設・設備」につきましては、裏面を御覧ください。

小学校は、中等教育学校に隣接するグラウンドに新設し、空中歩廊、いわゆる渡り廊下や異学年交流活動のための活動スペースが必要であるとしております。

主な施設・設備の整備内容としましては、図書室、パソコン室、視聴覚室、自習室等を一体化させたラーニング・コモンズを整備し、第1学年から第12学年までの交流活動の拠点となるようにするとしております。

最後に、「第4章 入学者決定方法等」について御説明をします。

「1 応募資格」における通学区域につきましては、児童の安全と健康に配慮し、例えば通学時間が50分程度など、第1学年の児童が通学可能と思われる地域を東京都教育委員会が指定するとしております。

「2 入学者決定方法」は、第1次として、応募者が一定数を超えた場合は抽選を実施、その第1次通過者を対象に学力を問わない適性検査を実施するとしております。ここでは、学校が必要と考える資質や能力を持つ者全員を第2次通過者とし、その第2次通過者を対象に抽選を実施し、入学者を決定するとしております。

「3 在籍していた児童・生徒の転学・編入学」につきましては、小学校では、不在年数を問わず、転学・編入学することを可とすること、中等教育学校まで他の学校に在籍した場合は、中学校2年生、第8学年までであれば可とすること、中等教育学校の前期課程、つまり、第7学年から第9学年までの間に他の学校に転学した場合は、2年以内であれば可とするとしております。

「4 進学」につきましては、附属小学校での日常の成績を基に、学校が進学者を設定するとしております。

なお、入学者の決定方法等の詳細につきましては、今後、別途委員会を設置し、検討をしてまいります。

今後につきましては、本報告を踏まえまして、平成34年度の開校に向けて準備を進めてまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明について御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【遠藤委員】 ありがとうございます。定員が小学校の場合には各学年80人ということで、その他に海外帰国児童等の特別枠は、具体的な数字でのめどはあるのでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 海外帰国児童・生徒の枠は80名の内数です。

【遠藤委員】 内数ですか。

【教育改革推進担当部長】 はい。特別枠の規模につきましては、今後検討してまいります。

【遠藤委員】 それから、中等教育学校で、第7学年で80人程度、同じ規模を募集するというので、要するに中学入試をやると理解していいわけですね。そうすると、中学から高校の間では外から入学者選考で入るのではないと理解してよろしいでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 そのとおりでございます。中等教育学校でございますので、前期課程と後期課程の間では入学者選考は行わないことにしております。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

【宮崎委員】 これは大変期待して、いい内容に仕上がってくれることを本当に期待しているところです。

学習指導要領がそれぞれありまして、それとの整合性、こういう独特な特殊な教育をしようとする、必ずしも学習指導要領に沿って進めることはできないと思うのですが、その辺をどう考えているかというのが1点。

それから、外部施設は英語村を今進めていますけれども、そういうところとの連携とか、使える資源は教育委員会の傘下でもいろいろあると思うので、その辺をどうお考えになっているのか。

もう一つは、80人という数だと、クラスはどういう割り方にするのかを教えてください。

【教育改革推進担当部長】 まず、学習指導要領との兼ね合いでございますが、教育課程の特例校という位置付けで、学習指導要領によらない形で教育課程を組むことができます。そういうところを工夫していきたいと考えております。

最後のクラスの人数ですけれども、80名としておりますので、今の学級編制基準でいいますと、小学校1年生と2年生については3クラス編成、3年生からが2クラス編成という形に小学校の段階はなります。

【宮崎委員】 割り切れなくてもいいということですね。

【教育改革推進担当部長】 はい、そうです。

2番目の御質問でございますが、当然のことだと思っておりますので、英語村等の東京都の施設については、十分に活用するように教育課程については組んでいきたいと考えております。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

【秋山委員】 小中一貫は中1ギャップの解消にも効果がありますし、また、12年間見通したカリキュラムができること、小中の先生方の相互の理解が深まるなどして、多くの利点があると思います。今回、校舎が別であったとしても、既に小中一貫を実施している三鷹市の例がありますので、それも特に問題ないかと思っています。

今回、小学校を建設する敷地に余裕があるとすれば、幼保小連携を視野に入れて、幼稚園を併設するのもいかがかと思います。小1プロブレムの課題はまだ存在していますし、これから幼児教育が大事だと思っていますので、平成34年であれば、まだ時間もありますし、幼保小連携、幼児教育も御検討いただけないかと思っています。

以上です。

【教育改革推進担当部長】 今回、小中高一貫教育校の設置は、公立の学校では全国で初めての取組でございます。現在、平成34年度の開校に向けまして、小学校から中等教育学校までの12年間を一体として捉えた一貫教育を行える教育課程を作成中でございます。

これに秋山委員が今おっしゃられた幼稚園を加えることとなりますと、単に幼稚園部分を追加することではなくて、15年間を視野に入れた教育課程を策定する必要があるかと思っています。現在作成中の12年間の教育課程の検証が実際にはできていない段階ですので、ここに新たに15年間の教育課程を作ることは、今の段階では非常に困難だと考えております。

また、平成34年度設置予定の小中高一貫教育校は、英語教育に一つの特色を持たせておりまして、都のモデル校となるものだと考えております。国も現在、小学校段階からの英語教育を進めてきており、より進んだ教育を都が研究実践していくためには、できるだけ早期にこの一貫教育校を設置する必要があると考えているところでございます。

幼稚園を併設する場合には、上記の教育課程以外にも設計変更等、様々な変更が生じるため、開校年度が遅れてしまうことが懸念されております。したがって、今回の計画では、幼稚園の併設は考えずに、小中高一貫教育校でいきたいと考えているところでございます。

【教育長】 秋山委員から今御指摘のあった、例えば小1プロブレムの問題、おっしゃるとおり、連携をする中で問題の軽減を図るということは、各地で行われているわけでありますけれども、まだ解決された状況に至っていないのが東京都内の学校の状況ですし、また、全国も同様かと思えます。

また、小学校においては、これから小学校の英語の教科化も始まりますし、新しい学習指導要領では、探究型の学習、アクティブ・ラーニングを更に強化していくことにもなっております。それから、子供の学習についていけない、授業についていけないという問題も依然としてあるわけで、基礎学力の更なる徹底も必要という中で、現行の時数の中に入り切らないような非常に大きな学習ニーズが小学校全体にあることもありまして、幼児教育、小学校教育、そして中学校教育、こういうところについては、この一貫校の問題ではなくて、全体の問題として、東京都教育委員会としても今後更に検討していく必要があると考えているところであります。

【宮崎委員】 今のにも関連するのですが、私自身、実は国立の附属校を出ているので、小学校からの感覚が何となくつかめるのですが、例えば小学校で80名入った児童が小中高で12年間いたと。そうすると、人間関係が固定するのです。ものすごく仲がいいコミュニティーができて、メリットもあるのです。でも、ずっと抜け出せないというデメリットもあったりするものですから、その辺の子供たちの社会性であるとか、児童・生徒の人間関係の作り方とか、そういうところも是非気を配った教育をしていただければと思うので、学習面、語学の指導とかそういうことだけではなくて、そちら方面にも気を遣っていただけるとありがたいと思います。

【教育改革推進担当部長】 我々も小中高一貫校を作るに当たっての一つのデメリットとしては、宮崎委員が今御指摘されたところだと認識をしております。したがって、中等教育段階でまた80名を募集することも考えておりますので、いい面もあると思いますが、その辺の人間関係の固定化に伴う弊害については十分配慮していきたいと考えております。

【秋山委員】 先ほどの教育長の御発言に対してですけれども、今回、保育所保育指針の改定があつて、その中でも「幼児教育の積極的な位置付けをし」というのが中に入っています。ですので、保育所とか幼稚園などの幼児教育に何らかの発信ができ

るような御検討をしていただければと思います。

以上です。

【教育長】 今の点も含めて、これから大きなマクロな視点で、また長期的な視点も含めて、いろいろありようは検討してまいりたいと思います。

【山口委員】 分からないところがあるので教えていただけますでしょうか。国立の附属なども同じような入学者決定のやり方をとっているところがあるのですが、抽選と適性検査と、また抽選ということで、抽選は分かるのです。適性検査が、特にこの学校が目指す教育に合った適性、ここに書いてあるように、学校が必要と考える一定の資質や能力を持つ者、この適性検査がどの程度確立された指標であるのか。落とすための試験ではなく、入れるための試験なのか、保護者の方はそこが非常に気になるところで、でも、なおかつ、そのレベルに達していない人に対しては、多分落とすこともあるということで、どの程度信頼性とかそういうものが担保されているのでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 選抜の内容については、今後の検討委員会で検討していきたいと考えています。今の段階では、私立、国立を含めて、様々な事例を集めて研究しているところでございます。国立について考えていくと、今新しい学習指導要領が告示され、幼稚園教育要領も改定が告示されたところです。その中には、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が10項目新たに付け加わっています。それはこれまでの国立幼稚園の研究成果だと考えております。これが一つの指標になるかと思うのです。その指標を検査するのに、適切なやり方が一体何なのかをこれから先検討していかなければいけないと思うのです。

ただ、学力は問わないという形にしておりますので、ペーパー試験だけで終わることとはあり得ないと考えております。様々な作業をさせる中での行動観察であるとか、興味関心の持ち方だとか、そういうところを問うていくのかと今の段階では考えているところです。

【山口委員】 私立などでは、恐らくそういう適性試験のやり方は必ず漏れてきます。今度はそれに対して適性というよりは、そこに時間をかけて塾ができたりとかとなっていくので、この辺りはなかなか難しい課題だとは思いますが、何を

って公平性というのか分からないですが、これから十分検討されていくことが必要かと考えています。

そこに関連してですが、進学というところで、小学校から中等教育学校への進学については、本人の日常の成績などを基に、学校が進学者を決定する。つまり、ここも適性を学校が判断して、そこで教育していった結果、その一定に達しない場合には、もしかしたら進学できない可能性もあることを含んでいるのだと思います。この辺に、本人が自分は適性がないから外へ行きたいということも多分含まれると思われ、ここはなかなか難しいと思うのです。適性があると思って、責任を持って教育したけれども、本人は行きたいが、あなたはここに達していないといったら、それは行かせないということですか。

【教育改革推進担当部長】 進学可能な人数の定員は設けておりませんので、児童の希望についてはできる限り尊重していきたいとは考えております。中等教育学校の6年間は先にございますので、その学習への適応も、一つ判断しなければいけないところだと思っています。そこは保護者とよく相談しながら、最終的な決定を下していく形になろうかと思っています。

【山口委員】 本人の努力もあるとは思いますが、小学校で選抜されて中等教育学校に上がれないのは、傷を負うではないですが、そういうことも考えられるので、その辺りは、本人、保護者の希望も含めた上で、入学される時点である程度の説明責任も必要になってくると思います。こういうことも事前に是非検討をお願いします。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

【大杉委員】 御説明ありがとうございました。入学者の決定方法という中で、通学区域について、児童の安全と健康に配慮する観点から、50分程度という一定の時間以内の通学区域を設定すると御説明にありました。既に国立の附属であるとか私立なども、一定の広域的なところから小学校などに通うことがあるわけです。比較的年齢の低い段階から地域との関わり方が薄くなってしまふことについては、十分配慮しなければいけないかと思っております。その分の代償という言い方も変かもしれませんが、12年間という一貫した中で、教育カリキュラム上の一貫性だけではなく

て、御説明の中でも、学校行事等で多様な年代が交流できるようにというところについては、十分配慮していただければと思います。

御説明の中で、中等教育学校は、通学区域については現行どおりとなっているのですが、現行ではどういう状況なのかを教えてください。

【教育改革推進担当部長】 現在、中等教育学校については、都内全域から募集しております。

【大杉委員】 全域になっているのですね。わかりました。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、本件について報告として承りました。

(2) 第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について

【教育長】 次に、報告事項(2)第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、よろしく申し上げます。報告資料(2)を御覧ください。

この答申は、平成29年3月23日開催の第6回定例会で決定いただいた教科用図書選定審議会に対する諮問事項を受けたものでございます。

1枚目の裏面にその諮問文を付けさせていただきました。裏面の記書き以下にありますとおり、諮問事項は3点ございました。1点目として、教科書の採択方針について、2点目として、教科書調査研究資料について、3点目として、平成30年度使用教科書採択(都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部))についてでございますが、今回の答申は、次のページに添付しておりますけれども、教科書の採択方針についてという諮問事項に対する答申でございます。

1ページ目にお戻りください。報告資料の記以下が答申の内容になります。

まず、「1 教科書採択に当たっての留意事項について」でございます。東京都教育委員会は、(1)にありますように、採択は、採択権者が自らの責任と権限におい

て、適正かつ公正に行うことなど、(1)から(4)までの4項目の事項に留意して、平成30年度使用教科書の採択を行うとともに、区市町村教育委員会等、他の採択権者においても同様の方針で採択するよう指導、助言又は援助することを示しております。

次の2から4までは、東京都教育委員会が今年度実施する調査研究に関することとさせていただきます。

まず、「2 小学校及び義務教育学校（前期課程）で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目について」でございます。今年度は、平成30年度から使用される小学校「特別の教科 道徳」の教科書の採択を新たに行うため、昨年度文部科学省の検定を経た道徳の教科書について調査研究を行う必要がございます。

なお、その他の検定済教科書につきましては、小学校用教科書については平成26年度、中学校用教科書につきましては平成27年度に採択替えを行いましたので、義務教育諸学校において使用する検定済教科書については、種目ごとに同一の教科書を4年間採択するという法令の定めに基づきまして、今年度は調査研究を行わず、平成28年度と同一の教科書を採択する形になります。

答申では、小学校及び義務教育学校（前期課程）で使用する「特別の教科 道徳」の教科書の調査研究に当たって、内容、構成上の工夫の2項目について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように調査研究することとされております。

次に、「3 都立特別支援学校の小学部で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目について」でございます。ここで示されております都立特別支援学校の小学部で使用する教科書は、ただいま申し上げました小学校用の検定済教科書のことでございます。したがって、小学校用教科書と同様に、「特別の教科 道徳」の調査研究を行う必要がございます。

答申では、小学校及び義務教育学校（前期課程）で使用する教科書の調査研究の観点に加えて、児童の障害の状態や特性等への考慮が求められております。

最後に、「4 学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）の調査研究について」でございます。学校教育法附則第9条に、特別支援学校や特別支援学級に

においては、文部科学省の検定済教科書又は著作教科書以外の教科書を使用できる旨規定されております。そこで、一般に市販されております図書について、特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級において、教科書として使用するに当たって適当であるかどうかにつき、調査研究を行っております。この一般図書につきまして、新たに「特別の教科 道徳」の調査研究を行うとともに、調査研究資料の充実を図るため、他の教科についても、併せて調査研究を行います。

答申では、一般図書の調査研究に当たって、平成29年度使用の教科書として採択された一般図書及びその他の一般図書について検討し、調査することが示されております。そして、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容、構成上の工夫の二つの項目について検討すること及び一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項についても、併せて検討することが示されております。

これらの調査研究の結果は調査研究資料としてまとめ、今後開催されます審議会に図ってまいります。

以上、この答申につきまして、本日御了解いただいたところで、区市町村教育委員会及び国立、私立学校の校長に通知したいと存じております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明について御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。それでは、本件について報告として承りました。

(3) 高度 I T 利活用社会における今後の学校教育の在り方に関する有識者会議の設置について

【教育長】 次に、報告事項(3)高度 I T 利活用社会における今後の学校教育の在り方に関する有識者会議の設置について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、報告資料(3)を御覧ください。高度 I T 利活用社会における今後の学校教育の在り方に関する有識者会議の設置について、御報告をさせて

いただきます。

まず、この有識者会議の設置の背景でございます。これからの社会は、デジタル化、IT利活用の高度化が急速に進展することが想定されています。高度なIT利活用社会においては、全ての人がITを理解し、利活用する能力が重要になってまいります。

3月に告示されました小学校の新しい学習指導要領におきましては、子供たちがプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動などを、各教科等の特質に応じて計画的に実施することが新たに明記されるなど、情報活用能力の育成が求められています。

このような高度IT利活用社会に向けまして、全ての子供たちにITを利用し、活用できる力を確実に育成していく必要がございます。それと同時に、ITを活用した社会を牽引できる高度なIT人材を育成するシステムづくりも進めていく必要があると考えております。

そこで、今後の学校教育におきまして、全ての子供に求められる情報活用能力の育成と、高度IT人材の育成等について検討する必要があると考え、高度IT利活用社会における今後の学校教育の在り方に関する有識者会議を設置することとしました。

次に、この会議での検討事項でございますが、主に2点でございます。

1点目は、全ての子供に求められる情報活用能力の育成についてでございます。小学校、中学校、高等学校の各学校段階で育むべき力を明確にした上で、企業や大学等との連携などを視野に入れて、必要となる教育プログラムや指導方法・評価の改善等について検討します。

2点目は、ITを通じて、独創的な発想を実現できる能力など、これからのIT利活用社会を牽引^{けん}することのできる高度IT人材の育成についてでございます。産業界が求めるニーズの把握、今後求められる能力の明確化、人材育成の視点から見たカリキュラム開発などについて、企業等で活躍されている方々の御意見を伺い、初等中等教育と高等教育の連携や接続なども視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

これらの検討を通しまして、これからの情報社会に必要な力の育成とともに、東京

から世界で活躍する人材を輩出するための効果的な指導の在り方やカリキュラムの編成等、今後の条件整備につなげていきたいと考えております。

次に、この会議の委員構成でございますが、3のところにありますように、民間企業等の関係者ですとか学識経験者、学校関係者によって組織します。資料に具体的な名前を掲載させていただいた方々に現段階でお願いをしているところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、第1回目の会議を5月9日に開催する予定で現在準備をしています。5月から8月までの間に3回程度会議を行いまして、9月頃には提言をまとめていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【教育長】 本件について御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【宮崎委員】 間もなくAIで多くの作業が代替できる時代が来るときに、人間として何が必要かということも、能力の明確化という中に多分入っているだろうと思うので、これを期待したいと思うのです。

同時に、情報倫理とか著作権、プライバシーの問題、コピーとかいろいろな出来事が起こっていますが、その専門家の方が構成の中にいらっしゃるのでしょうか。ぱつと拝見した感じでは、テクノロジーとしてのITの専門家、あるいは教育の専門家の方々はいらっしゃるのですが、もう少し哲学的な倫理等の専門家がいらっしゃらなくていいのか、少し心配になります。

【指導部長】 哲学、倫理の専門家の方はいらっしゃいませんが、例えば、委員の永井先生は、文部科学省の元視学官で、倫理も含めた学校における情報教育全般について詳しく御存じです。今までも情報倫理等については検討をしておりますので、今回もきちんと押さえていきたいと思っております。

【遠藤委員】 宮崎委員の今の質問ですが、私も、全く同感でして、これからの課題は、まさにこのとおり、IT時代にITをうまく使いこなす人材を育てていかなければいけないと思います。同時に、ITに使われることになってはいけない。ITを使いこなすためにはどうしたらいいのか、あるいはそのバックグラウンドにあくまでも人間という存在感があり、その中でのITスキルだと思います。

今、現実になぜ東京都でSNS東京ルールを作らなければいけなかったか、そのバ

ックグラウンドを考えてみた場合、さらにIT教育の充実を考えていった場合、SNSに振り回されている現状を考えてみた場合に、そういうことをしっかりとバックグラウンドで教育していかなければいけない。正に哲学的、人間とは何か、その上でITとは何なのかをしっかりと考える教育が必要だと思います。ですから、もちろん有識者の先生方は立派な方々だと思いますが、こういう議論の中で全くあさってのことを言う先生もいてもいいのではないかと思います。感想です。

【指導部長】 あわせて、プログラミング教育を行うことが今度の学習指導要領で出てきているわけですが、それはどうしてかということ、いろいろなものが魔法の箱で自動的に出てくるのではなくて、それを作ったのは正に人間であって、その人間がどういう社会を作りたいか。正にそういう倫理とか哲学とかも併せて学ばせたいのが、新しい学習指導要領の背景にもございます。宮崎委員や遠藤委員から御指摘のあった部分については、きちんと検討してまいりたいと思っております。

【秋山委員】 今、1歳の子供、2歳の子供がもうスマートフォンを使い慣れている状況で、就学するときには、理論とかいろいろ分からずとも、かなり使いこなして学校に上がってきているのではないかと思います。だから、そのことを考慮して、IT教育という内容を考えていく必要があるかと思います。

以上です。

【指導部長】 今御指摘があったように、子供たちは、もう幼稚園の段階からそういうものを使いこなしていますし、高校に入る段階で自分でプログラミングができてしまうという子供たちもいます。このような子供たちが正しく使えるようにしていくことについては、きちんと押さえていきたいと思っております。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

各委員から今御指摘をいただいた点につきましては、有識者会議を運営していく中で、有識者の委員の御意見も伺いながら、必要があれば、外部の別の有識者を講演者として呼ぶとか、そういう形も適宜とらせていただいて、この会議の中身を更に濃いものにしていければと思っています。

【大杉委員】 今の点の繰り返しになるので申し上げるのは控えたいとは思っているのですが、生命科学と同じように、ある一定割合のこういう倫理的な問題

であるとか、予算上であるとか、人の面であるとか、必ず枠を設けて付ける発想が必要かと私は思っています。

もう一つは、大学で教えていて思うのですが、確かに若い学生はスマートフォンであるとかそういうのを使いこなしているのです。一方で、パソコンが使えないとか、身近に使っている道具は使えるけれども、我々がもう少し求めているものが使えなかったりするという学生も多くいるのも事実としてあって、そういう中で、何でも使いこなせるような子もいれば、全く使えない子もいれば、ある特定のものについては非常に使いこなしている子もいたりして、非常に多様になってきているということも、この検討に当たっては是非御考慮いただければと思います。

【宮崎委員】 80年代、90年代、例えば、アメリカの教育方針で、マニュアル的に8歳までにリテラシーを身に付け、11歳までにパソコン上のリテラシーを身に付けるみたいなことを基準として宣言して作っていたのです。そのときに、日本の当時、臨教審だったと思いますが、何をしていたかということ、小さい頃からパソコンを使わせると、オタクになるからやめたほうがいいという議論があったのです。けれども、そこが大きな開きになって、この分野でアメリカから大分水を空けられたところが過去の歴史にあると思うのです。

だから、そういうことも少し検証しながら、一部の教育のある分野だけに特定するのではなくて、全体の教育の方向性の中で、スローガン、キャッチフレーズとまでは言いませんけれども、きちんとした理念が見える形で打ち出せる工夫も必要だと思うのです。ですから、有識者会議の方々に何か提言を出していただいたら、それを教育委員会としてどのように形として方向性を示す工夫をするのかも、そこまでをゴールにさせていただければと思います。

【指導部長】 分かりました。この提言につきましては、また改めて御報告をさせていただきます。御意見も頂ければと思っております。

【教育長】 よろしゅうございますか。それでは、本件について報告として承りました。

(4) 平成29年度東京都公立学校教育管理職選考及び主任教諭選考の実施について

【教育長】 次に、報告事項（４）平成29年度東京都公立学校教育管理職選考及び主任教諭選考の実施について、人事部長、説明をお願いします。

【人事部長】 それでは、報告資料（４）を御覧ください。平成29年度東京都公立学校教育管理職選考及び主任教諭選考の実施について御説明します。

教育管理職選考につきましては、教育管理職の確保について知事と意見交換をしていただきました3月9日の総合教育会議において、平成29年度の新たな取組として制度改正を行うと説明させていただいておりますが、本日は、改めて教育管理職選考の改正の内容及びその実施について、さらに主任教諭選考の実施について、御説明をさせていただきます。

まず、教育管理職選考の概要でございますが、A選考、B選考、C選考がございます。A選考は、受験資格が満44歳未満と、若手を中心としており、合格後は、教科指導等に関する高い専門的能力を有する指導主事、教育管理職として育成を図っております。B選考は、受験資格が満39歳以上54歳未満の中堅の教員層を対象としており、合格後、原則2年間、学校等において教育管理職としての能力向上を図った後、副校長として任用しております。C選考は、受験資格が満50歳以上と、ベテラン層を対象としており、合格翌年度、即戦力の副校長として任用しております。

それでは、今回の改正内容について御説明します。資料の2枚目、別紙、平成29年度教育管理職選考の改正についてを御覧ください。

改正内容は3点ございます。1点目はA選考についてでございます。教員研究生修了者等、教科指導の専門性を有することが確認できた者に対しまして、第二次選考の一部を免除することとしました。これにより受験の負担を軽減し、A選考の受験促進を図ってまいります。

2点目はB選考についてでございます。受験資格につきまして、これまでの満39歳以上54歳未満かつ主幹教諭（指導教諭）の職にある者に加えまして、満46歳以上54歳未満かつ主任教諭歴2年以上の者を対象としました。女性の比率が高い主任教諭に受験資格を広げたことにより、女性管理職の一層の登用も図ってまいります。

3点目でございます。C選考についてでございますが、受験資格につきまして、こ

これまでの満50歳以上58歳未満の上限年齢を拡大し、60歳未満としました。次に選考区分について、これまでの推薦区分に加えて、本人申込みによる一般区分を新たに設けました。これによりベテラン教員の受験促進を図ってまいります。

それでは、1枚目にお戻りください。選考の概要についてでございます。

A選考は、選考区分の②推薦区分における二つ目の米印を今年度追加しております。合格予定者数は全体で120人でございます。内訳は、小学校70人、中学校20人、高等学校15人、特別支援学校15人ございまして、特別支援学校のみ前年度より5人増加しております。

B選考は、受験資格の②を今年度追加しております。合格予定者数は全体で415人でございます。内訳は、小学校220人、中学校115人、高等学校55人、特別支援学校25人ございまして、前年度と比較しますと、小学校で25人の増、中学校で15人の増、高等学校で10人の増、特別支援学校で5人の増でございます。

C選考は、受験資格の上限年齢を60歳未満とし、選考区分に①一般区分を追加しております。合格予定者数は全体で64人でございます。内訳は、小学校40人、中学校20人、高等学校3人、特別支援学校1人ございまして、前年度と比べますと、小学校で20人の減、中学校で10人の減、高等学校は3人の減、特別支援学校は増減ございません。

なお、表の下の米印でございますが、本選考と合わせまして、昨年10月27日の教育委員会及び第4回東京都議会定例会で御承認いただきました杉並区から受託した杉並区固有教員への教育管理職選考を今年度から実施します。スケジュールにつきましては、本日、実施要項を公表しまして、例年どおりに実施します。

裏面を御覧ください。主任教諭選考についてでございます。主任教諭選考につきましては、今年度制度改正はございません。合格予定者数は全体で1,880人でございます。内訳は、小学校が900人、中学校530人、高等学校280人、特別支援学校170人でございます。

主任教諭選考につきましても、本日、実施要項を公表しまして、例年どおりのスケジュールで実施します。

説明は以上でございます。

【教育長】 本件について御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【宮崎委員】 1点だけよろしいですか。工夫によってなるべく優位な人材がたくさん登用できることを期待しているのですが、選考の鍵を握っているのは、拝見していますと、各レベルでどうも面接だと思うのです。この面接を行う方、試験官はどういう方で、試験官は何人かいらっしゃるわけですが、平準化されているのか教えていただけますか。

【人事部長】 A選考、B選考、二次選考とも、面接官は複数名で行っております。面接官については3名のチームでやっている状況でございます。その面接官ですがけれども、行政系の管理職、指導主事系で教育委員会にいます管理職経験者等が中心になって、教員系と行政系がうまく組む形で面接チームを組んで実施しているのが現状です。

【宮崎委員】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

【秋山委員】 選考区分で推薦区分があると思うのですがけれども、一緒に働いていて、この先生を管理職に推薦していきたいと思ったときに、その先生が異動してしまった場合、異動先にも、この先生を推薦して管理職に育てたいという連絡はあるのでしょうか。

【人事部長】 推薦をして、受験をして、合格をすれば、推薦をしてくれた母体、都立学校だったら学校、小・中学校だと区市町村教育委員会の中で昇任までは育成を図っていただいて、昇任する最初のポストは、推薦をし、育てていただけたところの中で一定期間配置するよというものが仕組みとしてございます。それ以前の段階で、まだ若いとき、そろそろ受験年齢に到達してくる方の中では、今は若手リーダーの研修等も実施しております、推薦してそういうところに参加している人については、はっきり申し上げますと、私どもでもしっかり情報をキャッチしております。異動させたとしても、その中で、この方は若い中でこういう研修を受けていますという情報は共有していることになるかと思えます。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、本件について報告として承りました。

(5) 平成28年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成28年度条件附採用教員の任用について

【教育長】 次に、報告事項(5)平成28年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成28年度条件附採用教員の任用について、人事部長、説明をお願いします。

【人事部長】 それでは、報告資料(5)を御覧ください。平成28年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成28年度条件附採用教員の任用について御説明します。

初めに、平成28年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等についてでございます。

まず、別紙の参考資料を使って御説明したいと思います。指導力不足等教員に係る手続の概略を示しております。

この制度は、指導力不足等の理由により、児童・生徒を適切に指導できない教員に対して、指導力の改善、向上のための研修を行い、指導力の改善が図れた教員については学校へ復帰させ、また、指導力の改善が図れず、児童・生徒を適切に指導できないと認定される教員に対して、免職その他の必要な措置を講ずる制度でございます。

手続についてでございますが、都立学校及び区市町村教育委員会からの申請を受けまして、東京都教育委員会で判定を行い、指導力不足等教員としての認定を行います。

1の指導が不適切であるとの認定を受けた教員は、学校において、日常的に児童・生徒の指導を行わせることに支障がある教員で、2の指導に課題がある教員は、日常の授業に支障はないものの、指導方法等に課題がある教員となります。

1の指導が不適切である教員と認定された者に対しましては、原則、教職員研修センターで週4日、所属校で週1日受講する指導改善研修を実施します。これらの研修は教育公務員特例法第25条に基づく法定研修でございます。指導改善研修を受講した後、外部委員を含みます審査委員会での審議を経て、日常の授業に支障なく、指導方

法等にも課題なしと認定されれば、学校に復帰となります。また、指導方法等に課題が残るときには、次年度、指導に課題がある教員として指導向上研修を受講させます。一方、改善が十分に図れない場合、指導改善研修を1年延長することもございます。改善が見られず、不適切教員と認定された場合には、自主退職又は転職選考受験になります。この場合、東京都の行政職の試験を受けて合格すれば、事務職として任用し、不合格になれば、自主退職又は分限免職となります。

また、指導に課題がある教員につきましては、所属校で通常の職務を行いながら、教職員研修センターで週1日程度指導向上研修を受講します。こちらの研修は東京都独自の研修でございます。指導向上研修を受講した後、最後に認定を行って、改善ありということであれば研修を終了し、改善なしであれば、再度同じ研修を受講するか、又は、先ほど御説明しました指導が不適切である教員の指導改善研修を受講することになる場合もございます。

それでは、最初の報告書にお戻りいただいて、認定等の状況の表の右端の太線囲みの平成28年度の認定状況を御覧ください。

平成28年度にAの指導が不適切である教員に認定した者は3名で、内訳は、小学校教員2名、高校の教員1名でした。また、Bの指導に課題のある教員に認定した者も3名で、内訳は、小学校、中学校、高校の教員それぞれ1名でございました。

Aの指導が不適切である教員3名について、イの2名は研修を中止した者です。これは、研修受講期間中に病気休暇を取得したため、受講すべき研修を中止しました。なお、2名のうち1名は、研修の中止後、平成28年度末で自主的に退職し、もう1名は現在も病気休職中でございます。

この2名を除いたAの指導が不適切である教員1名及びBの指導に課題がある教員3名の計4名について、表のウの欄に記載があります指導の改善の程度に関する認定等を行いました。その結果、Aの指導が不適切である教員1名については、(イ)のとおり、改善が不十分であります。今後の改善に期待ができることから、平成29年度も研修を継続させることとしました。

続きまして、Bの指導に課題がある教員3名についてですが、(ア)の1名は、課題の改善が認められたため、指導に課題がある教員の認定を解除することとしまし

た。(イ)の2名は、研修受講後も課題の改善に認められないため、平成29年度も研修を継続することとしました。

次に、条件附採用教員の任用について御説明します。資料の裏面になります。

通常の公務員は、条件附採用期間は、地方公務員法の定めにより6か月となっておりますが、教育公務員については、教育公務員特例法により条件附採用期間は1年とされています。その間、様々な評定をし、資質、能力を確認するものでございます。評定に関しましては、採用後の3か月、6か月後の2回評定を行い、状況を把握します。課題が認められる教員につきましては、管理職や指導教員、教育委員会と連携し、授業観察や面接を通じ、特にきめ細かい指導を行って育成に努めてまいります。

それでは、任用状況について説明します。条件附採用教員の任用状況の表の右端、太枠で囲まれた平成28年度の欄を御覧ください。

表の(1)の欄でございますが、平成28年度条件附採用となった者は2,817人でした。その後、(2)の欄のとおり、1年後に正式採用となった者は2,742人です。

その下の欄は、正式採用とならなかった者で75人おり、その割合は2.7パーセント、前年度と比べますと0.1ポイントの増となっております。正式採用とならなかった者の割合は、平成20年度以降、2パーセント台で推移している状況でございます。

正式採用とならなかった者のうち、年度途中で自主退職した者、(3)の(ア)の欄でございますけれども、67人です。内訳としましては、病気を原因とする者が24人、転職又は他県教員として就職した者が23人、結婚や育児等の家庭事情が14人などとなっております。(イ)の欄ですが、懲戒免職となった者が1人おります。

これら68人を除き特別評価を実施して、最終的に正式に採用するか否かの判断を行いましたところ、(ウ)の欄の7人につきまして、平成28年度指導力不足等を理由として正式採用不可となりました。この7人につきましては、その後全員が自主的に退職願を提出し、退職となっております。

説明は以上でございます。

【教育長】 以上の件について御意見・御質問がございましたらお願いします。

【大杉委員】 確認させていただきます。今、条件附採用教員の中で正式採用不可になった者が指導力不足と言われましたが、この7人と表面の表との関係はどういう

関係になっているのでしょうか。

【人事部長】 この7人は、条件附採用期間として採用されて1年間で評価をして、教員としては指導力が足りないということで、正式採用できないと判断したのが7人でございます。表面の人数は、正式採用された教員の中で、実際に言うと6人ですが、40代から50代の教員の中で、指導が不適切だったり指導に課題がある教員について、研修を1年間行って判断した結果がこういう形で出ているものでございます。

【大杉委員】 わかりました。ありがとうございます。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。特にないようでしたら、本件について報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

5月25日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 5月の第2木曜日、11日は現在案件がございません。つきましては、次回教育委員会定例会は、5月25日木曜日、午前10時より、ここ教育委員会室にて開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 ただいまの説明にありましたとおり、5月11日は案件がない状況でございますので、5月11日の教育委員会定例会は開催しないこととしたいと存じますが、よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――では、5月11日の教育委員会定例会は開催しないこととしました。したがって、次回は5月の第4木曜日、25日になりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。

日程以外の発言

【教育長】 そのほかのことについて、この際何かございますか。
特にないようでしたら、これから非公開の審議に入ります。

(午前11時15分)